

指定地域

騒音	騒音規制法に基づく騒音の規制地域区分		都市計画法の用途地域	
	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域	第1号区域	第一種低層住宅専用地域	
	第2種区域		第一種中高層住居専用地域	
			第一種住宅地域	
	第3種区域		第二種住宅地域	
			近隣商業地域	
			商業地域	
第4種区域	準工業地域			
	工業地域	学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内		
第2号区域		上記以外の区域		

振動	振動規制法に基づく騒音の規制地域区分		都市計画法の用途地域	
	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域	第1号区域	第一種低層住宅専用地域	
	第2種区域		第一種中高層住居専用地域	
			第一種住宅地域	
	第2種区域		第二種住宅地域	
			近隣商業地域	
			商業地域	
第2種区域	準工業地域			
	工業地域	学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内		
第2号区域		上記以外の区域		

(備考)

「第一種低層住宅専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第一種住宅地域」、「第二種住宅地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。